

平成23年 第7回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成23年4月28日（木）午前9時31分

場 所：教育委員会室

平成23年4月28日

東京都教育委員会第7回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第46号議案 東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する有識者の委嘱について

第47号議案 第25期東京都立図書館協議会委員の委嘱について

第48号議案及び 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

第49号議案

2 報 告 事 項

(1) 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について

(2) 平成22年度進学指導診断について

(3) 「武道・ダンス」授業の必修化に向けた取組について

(4) 指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等について

(5) 平成22年度条件付採用教員の任用について

(6) 学級経営研修の成果等について

	委員長	木村 孟
	委員	内館 牧子
	委員	瀬古 利彦
	委員	竹花 豊
		(欠席)
	委員	大原 正行
事務局 (説明員)	教育長 (再掲)	大原 正行
	次長	松田 芳和
	理事	岩佐 哲男
	総務部長	庄司 貞夫
	都立学校教育部長	直原 裕
	地域教育支援部長	松山 英幸
	指導部長	高野 敬三
	人事部長	岡崎 義隆
	福利厚生部長	谷島 明彦
	教育政策担当部長	中島 毅
	特別支援教育推進担当部長	前田 哲
	人事企画担当部長	高畑 崇久
(書記)	総務部教育政策課長	黒田 浩利

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成23年第7回定例会を開会いたします。

本日は、竹花委員から、御都合により御欠席との届出をいただいております。

取材・傍聴関係でございます。報道関係は、産経新聞ほか2社、合計3社から、個人は、合計7名から取材・傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室をしていただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、内館委員にお願いいたします。

前々回の会議録

【委員長】 3月24日開催の前々回第5回定例会会議録及び3月30日開催の臨時会会議録につきましては、先にお配りして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を賜りたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第5回定例会の会議録及び臨時会の会議録につきましては御承認いただきました。

前回4月14日開催の第6回定例会会議録及び4月22日開催の臨時会会議録を机上に配付しておりますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認を賜りたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第46号議案から第49号議案までにつきましては、人事等に関する案件ですので非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、そのように取り扱わせていただきます。

報 告

(1) 第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【委員長】 報告事項(1)第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について、説明を、指導部長、お願いいたします。

【指導部長】 報告事項(1)第1回東京都教科用図書選定審議会の答申について、御説明いたします。

平成23年3月24日の定例教育委員会におきまして、教科書採択に当たっての東京都教科用図書選定審議会に対する諮問事項について御審議いただきまして、決定いただいたところでございます。

その諮問事項につきましては、一つ目として教科書の採択方針について、二つ目として教科書調査研究資料について、三つ目といたしまして平成24年度使用教科書採択案についての3点でございました。本日は、この決定に基づきまして、教科書の採択方針について、先般、東京都教科用図書選定審議会に諮問したところ、下記のような内容で答申を得たということで御報告するものでございます。

まず1番目でございますけれども、教科書採択に当たっての留意事項についてでございますが、この内容につきましては、従前の内容と特に変更はございません。都教育委員会は、下に示されている(1)採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと等、以下4項目に留意しまして、総合的に判断して24年度使用教科書の採択を行うとともに、他の採択権者に対しましても、同様の方針で採択するよう指導・助言又は援助を行うことが答申では示されてございます。

続きまして2番目でございますけれども、中学校で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき事項についてでございます。御案内のように、中学校における新しい学習指導要領の全面実施が平成24年度からとされておりまして、今年度は新しい学習指導要領に基づく教科書を採択することとなります。今回の答申では、特に次の事項について、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、各教科の違いが明瞭にわかる

ように調査研究することとされています。

なお、対象となります新しい学習指導要領に基づく教科書につきましては、文部科学省教科書検定の結果によりますと、9教科105点ございます。これらの教科書につきまして、ア「内容」、イ「構成上の工夫」という観点から調査研究を行っていくものでございます。

3番目でございます。都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき事項についてでございますが、これも従前と変わりはございませんが、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たっては、中高一貫教育の特色を踏まえつつ、各学校、今般はそれぞれ10校になるわけでございますが、10校の都立中学校及び都立中等教育学校の特色を考慮いたしまして、中学校で使用する2で示した内容と同じように、ア「内容」、イ「構成上の工夫」という観点から調査研究を行うという形で答申をいただいたところでございます。

4番目でございます。都立特別支援学校の中学部で使用する教科書の調査研究に当たって検討すべき事項についての答申文でございますけれども、報告資料に示してございますように、生徒の障害の状態や特性等を考慮いたしまして、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえて、各教科の違いが明瞭にわかるように調査研究することという形で答申をいただいたところでございます。

この答申につきましては、本日、御了解をいただけましたら、区市町村教育委員会と国立・私立の学校長宛て通知をしていきたいと思っております。

なお、委員の皆様方には、実際に中学校用教科書を御覧いただけるよう、見本本の準備ができましたら、例年どおり5月中に各委員の皆様方に送付する予定でございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただ今の説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

この件は例年どおりと考えてよろしいのですね。

【指導部長】 さようでございます。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件については、報告として承ったということにさせていただきます。

(2) 平成22年度進学指導診断について

【委員長】 報告事項(2)平成22年度進学指導診断について、説明は、同じく指導部長、よろしくお願いいたします。

【指導部長】 報告資料(2)に基づきまして、平成22年度進学指導診断の結果について御報告を申し上げたいと思います。

この件につきましては、昨年6月10日の定例教育委員会で学力向上開拓推進事業の報告をさせていただいた際に、本事業である外部機関における進学指導診断を実施する旨、説明をいたしまして御了解いただいたところございまして、今般、平成22年度の進学指導診断に関する報告がまとまりましたので、ここで御説明申し上げるものでございます。

上段の囲みでございますけれども、これにつきましては、昨年の6月10日の定例教育委員会で御提示申し上げた内容でございます。復唱しますと、本事業の目的は、進学指導のマネジメントの定着を図るために、進学指導に関する専門的な知識を有し、進学実績の向上に資するアドバイスをを行うことのできる進学指導アドバイザー(予備校等の外部講師)を学校に派遣して進学指導診断を行うというものでございます。

順序は前後しますが、4を御覧いただきたいと思います。「実施内容等」のところでございます。予備校の講師等が行った外部診断というものは、資料に示している(1)から(3)の内容でございます。

(1)としまして、経営戦略の診断は、校長・副校長を対象として、学校が目指す進学指導の在り方や、進学実績向上に向けた具体的な取組などについて、診断及びアドバイスをいただいたものでございます。

(2)としまして、進学指導体制の診断ということで、特に進路指導部と他の教員との関連が、きちんとした体制となっているか、また、補習・補講等の取組がどのように行われているのかについての診断を行ったものでございます。

(3) としまして、教科指導の診断ということでございます。教科指導の診断につきましては、国語、数学、英語の各教科それぞれ2名、合計6名の教員に対して、そして、これは学校の選択でございますけれども、地歴公民及び理科のうち1教科について2名の教員を対象として、従いまして、各校合計8名の教員につきまして、予備校の講師が実際に授業を見て、協議をして、教科の指導法とか、授業の妥当性とか、大学受験の動機付け等について診断をいただいたものでございます。

順序が逆転してしまいましたが、左側の2番目のところを御覧いただければと思います。「実施年度・実施校」という形で平成22年度(10校)と示してございます。小山台高校から国分寺高校までが進学指導特別推進校5校でございます。そして、三田高校から小松川高校までの5校、これは進学指導推進校という位置付けとなっている学校でございます。平成22年度につきましては、この10校について診断を行ったものでございまして、後ほど各校別に詳細にお話をしたいと思っております。

なお、23年度の予定は、そこに示している9校で現在予定してございます。

また、3番で示してございますように、実際に診断を行った予備校等については4社ございまして、河合塾、駿台予備校、ベネッセコーポレーション、代々木ゼミナールでございました。

1枚目のペーパーの中段に、「進学指導診断を通して明らかになった各校の状況」として、経営戦略の診断、進路指導体制の診断、指導力向上に向けた教科指導の診断という形で概括的な評価を入れておりますけれども、これについては御覧おきいただいて、学校個別のことについて説明をしてみたいと思います。

2枚目を御覧いただければと思います。2枚目から6枚目までが、それぞれA3ペーパー一枚に2校ずつ、計10校の特徴的なことについてお示しをしているものでございます。

まず、小山台高校でございます。担当は河合塾でございました。経営戦略の診断、成果を上げている取組という形で示してございますけれども、この学校では、受験は総合力であり、学んだ内容を全て使って乗り切るということを具体的に伝えているという成果がある反面、課題といたしましては、黒丸の二つ目でございますけれども、個々の教員が独自の考えのみで運営している部分が多く、組織としての蓄積の仕組み

がないという形での診断が行われております。

また、中段の進学指導体制の診断ということでございますけれども、成果を上げている取組としましては、学問の面白さとか、学び研究の独自の活動を実施しているところでございます。反面、課題といたしましては、黒丸の二つ目ですけれども、進路指導における生徒へのアプローチが、学校の方針や方向性を理解した統一的な価値観に基づいては行われていないという進学指導体制の診断が行われております。

教科指導の診断についてでございますけれども、国語科においては、重点学習課題を設定して、生徒の学習進度に、できるだけばらつきのない指導を行っているという工夫が見られる反面、課題といたしましては、同じ国語でございますけれども、個々の教員の指導内容自体に特に問題はないが、入試問題を分析し、そこから逆算した指導計画を立てていないということ。また、黒丸の三つ目の英語でございますけれども、英語でございますが、3年生の受験指導では、各先生の判断に任されており、英語科全体での協議として統一したものがないということが示されております。

続きまして、駒場高校でございます。担当は代々木ゼミナールでございます。経営戦略の診断では、成果を上げている取組は、そこに示している白丸の一つ目でございます。学年主導から進路指導部主事の進路指導への転換が、今求められているわけでございますが、駒場高校ではそれが確実に進んでいる反面、黒丸の二つ目でございますけれども、長期休業中の補習・補講の受講選択が生徒に任されていて、国立大学志望であった生徒が私立大学専願に転向してしまうことを決定付けてしまっている側面がございました。

進学指導体制の診断においては、黒丸の三つ目でございますけれども、受験勉強への意識付けについては、時期や方法が学年依存になっている面があり、成果がまちまちであるという点がございました。教科指導の診断においては、理科を御説明申し上げます。白丸の二つ目でございます。使用教科書や副教材は、入試に対する準備の点から非常に工夫されており、授業レベルも難関大学受験に必要な知識を十分に与えているという診断がある反面、課題といたしましては、数学のところでございますが、黒丸の二つ目、授業者あるいは教科全体としての大学入試の現状把握や大学入試問題の分析・研究を十分に行っていないというようなことが示されております。

続きまして、3枚目でございます。新宿高校と町田高校について簡単に御紹介申し上げます。

新宿高校、担当はベネッセコーポレーションでございました。進学実績向上のための経営戦略の診断においては、特に白丸の一つ目でございますが、この学校では定点観測データを、学年、教科、進路だけではなく、管理職を含めて共有化しているといった成果を上げている反面、入学してくる生徒層の変化に対応して、これは少し御説明申し上げますと、新宿高校に入学してくる生徒の学力層というのは年々高まっているというような部分がございます、こういった変化に適切に対応して、更なる目標を立てることが必要であるというような形が診断の結果として出ております。

進学指導体制の診断においては、成果を上げている取組として、一つ目の丸でございますけれども、「予習⇒授業⇒復習⇒確認⇒フォロー」という一貫した流れが確立していて、担任全員で指導ができる仕組みが確立している反面、黒丸の三つ目でございますけれども、学力の中下位層の生徒に対する指導力の向上を図る方策について検討を行う必要があると示されております。

教科指導の診断においては、特に、白丸の二つ目でございます。英語においては、予習用のプリントが充実しており、これに従って予習すれば、大学入試の頻出事項も全て網羅されているという診断がなされた反面、国語については、一つの素材にかけると時間が多過ぎるとか、あるいは数学においては、問題演習量についての不足が懸念されるといった診断を受けているところでございます。

右側の町田高校でございます。進学指導実績向上のための経営戦略の診断についてでございますが、課題として、黒丸の一つ目ですが、管理職の明確な指示や、具体的にリードする強力なマネジメントが必要であるというような形で挙げられております。

進学指導体制の診断においては、この学校では模試分析会というものを初めて導入いたしまして、進路指導部と学年が連携して、補習計画が新たに作成されたという反面、二つ目の黒丸でございますが、事務手続などの進路指導部への移管がまだ完全に来ていないという課題もございます。

教科指導の診断においては、特に国語科において、教科内での授業素材や進度を統

一し、共通の定期テストで生徒の成績を測ることで効果を上げている反面、例えば、数学においては、黒丸の三つ目にあるように、大学入試を意識したカリキュラムではなくて、教科書の単元を、単に満遍なく均等に取り扱うカリキュラムとなっているという指摘がされております。英語においても、学習した内容が入試とどのように関わっているのかという説明が十分なされていないという診断でございます。

続きまして、4 ページ目、国分寺高校でございます。担当は河合塾でございます。経営戦略の診断といたしましては、黒丸の二つ目を御覧いただきたいと思っております。難関大学を目指す講座の数、これは夏期講習のことでございますが、全講座の17.3パーセントにとどまっていて、このような講座を活用して、より高い目標に向かわせる意欲を喚起する必要がある。つまり、難関大学を目指す講座の数が少ないということでございます。

進学指導体制の診断については、この学校では、「進路実現のための3カ年プラン」が作成されていて、これに基づいた進路指導が行われているという効果のある反面、黒丸の二つ目でございますように、夏期講習において、講座を設置していない教科があることと、難関大学等対策講座がほとんど同日程で開催されているため、受講すべき生徒がいずれかの講座を受講できない計画になっていると指摘がされております。

教科指導の診断においては、白丸の二つ目でございます。国語科において、東大・東工大・一橋大学等の入試問題の分析を行い、昼休み等を利用して生徒に対する説明会を実施し、成果を上げている反面、特に数学においては、黒丸の二つ目でございますけれども、どの学年で何を指導するかについて、数学科全体で統一された基準が作られていない。あるいは、英語においては、生徒の学習の実態を確認して、自学自習が苦手な生徒とか、基礎学力が不十分な生徒への対応をしなければいけないというように示されてございます。

三田高校でございます。三田高校につきましては、成果を上げている取組として、経営戦略の白丸の一つ目でございますけれども、この学校では徹底的に基本的な生活態度の指導に全校挙げて取り組んだ結果、難関大学を狙う生徒の入学が増加したというようなことがある反面、課題といたしましては、難関大学志望者に進路指導を行え

る指導者を早期に相当教育成していかなければいけないという現状にあるという診断を受けているところでございます。

進学指導体制の診断においては、特に白丸の三つ目でございますけれども、高校1年生の保護者会で、年々高学力層が増えている状況を保護者に伝えまして、「GMA RCHから難関国公立大学とか早慶上智大学への転換」を保護者に訴えて協力を求めているという取組がございます。

教科指導の診断においては、白丸の二つ目でございます。数学科においては、定期試験に関して、問題を学年共通にしている、他の学年との成績の比較が可能となるような配慮をしている点が評価できるとしております。一方、課題といたしましては、英語でございますけれども、黒丸の一番下、一つの方針の下に、教師が連携して目標に向かっていく状況にはない。つまり英語科の教員がばらばらの指導を行っているというような指摘がございました。

続きまして、5枚目でございます。豊多摩高校、担当は代々木ゼミナールでございます。この学校の経営戦略の診断として、特に課題として示されている黒丸の一つ目、進学指導体制は学年又は各担任の判断で行われているとか、あるいは長期休業中の補習や必要に応じて行われている補習の効果を検証していないとか、進学指導推進校としての目標が教員に共有化されていないというような課題が見られました。

進学指導体制の診断については、課題として、模擬試験は各学年の判断で実施されており、結果データの活用が共通認識されていないことがあります。

教科指導の診断においては、英語科において多読指導の強化というものをしております。特に3年時に実践的な「読み」と「書き」につながるような学習指導計画が設定されている反面、国語科においては、3年間を見通したシラバスができ上がっていない。あるいは、数学科においては、教科で計画的に行うという体制がとれていないというような指摘がされております。

続きまして、北園高校でございます。経営戦略においては、特に成果を上げている取組として、白丸でございます。現校長のタフな人間造りというキャッチフレーズで実施している「信州プロジェクト」というものがございます。この「信州プロジェクト」というのは、信州大学と長野県との連携協力の下に、クラス合宿とか、勉強合宿

とか、大学の模擬講座を受けるといった様々な取組を行っています。これが非常に学校全体の取組にいい影響を与えているという評価がされております。その「信州プロジェクト」の次に出ている「P A S C H」というのがございます。これはドイツ語でございまして、世界中でドイツ語を学んでいる学校とか若者のネットワークづくりというの意味ですけれども、この「P A S C H」は一定の試験を受けてドイツに留学できるという制度ですけれども、この制度を使いまして、子供たちの国際理解教育に取り組んでいくものです。北園高校では、昨年度、この「P A S C H」という制度を使い、生徒3名がドイツに3週間留学をしてございます。この学校は、昔から第二外国語の教育が非常に盛んな学校でございまして、ドイツ語、フランス語が非常に定評のある学校でございます。課題といたしましては、80パーセント強がセンター試験へ出願しているにもかかわらず、平成22年度の現役の国公立大学合格者が12名である。結果として、多くが私立文系に向かう傾向にあるということで、国公立大学の魅力を上手に伝える必要があるということが示されています。

進学指導体制の診断でございますが、年間を通じて進路ニュースを頻繁に発行しているという取組により効果を上げていることが示されてございます。教科指導においては、特に数学において、いわゆる習熟度で、クラスの編成を定期試験ごとに小まめに変更して生徒の学習意欲を高め、効果を上げている取組がある反面、国語科においては、大学入試問題を調査し、授業の内容に合う入試問題を取り入れるなど工夫する必要があるということ、あるいは、地理歴史において指摘されているところでございますけれども、黒丸の下から二つ目、板書に時間を取り過ぎる、授業時間の半分以上の時間を板書に割いているというようなこと、あるいは、一方通行の講義であり、生徒とのコミュニケーションに欠けているというような指摘がなされております。

続きまして最後のページでございます。6ページ、左側の城東高校でございます。担当は代々木ゼミナールでございます。経営戦略の診断として、白丸の三つ目でございますけれども、この学校では初めて校内研修のテーマとして「校内実力テストの作成・分析」を取り入れまして、組織的な取組を開始したところであるということが評価されている反面、課題として黒丸の一つ目、学年担任・教科担当者の動きには、相対的に受け身的な側面が見られるということが指摘されているところでございます。

進学指導体制の診断においては、特に課題として、黒丸の一つ目でございますが、各学年で成果のあった取組が、次の学年に継承されていないとか、黒丸の二つ目、個々の教員の優れた指導・対処の仕方を集積できていない、つまり、教員の共有財産としていないというようなことが指摘されております。また、教科指導の診断においては、白丸の三つ目でございますが、数学科において、電子黒板などを利用し、図形の移動などを分かりやすく解説していたという取組は一定の評価ができるものの、課題といたしまして、特に英語科でございますが、黒丸の二つ目、授業の到達目標について教員間で共通認識を持つ必要がある。つまり、共通認識がないという指摘がされているところでございます。

続きまして、最後の学校、小松川高校でございますが、ベネッセコーポレーションが担当でございます。特に経営戦略の診断においては、課題として、進学指導ノウハウの蓄積、効果の見直しがなされていないということが示されております。

それから、二つ目の囲みの進学指導体制の診断においては、課題として、黒丸の一つ目でございますが、各種の取組は学年単位に行われることが多くて、翌年度への継承がなされていないということが示されています。

教科指導の診断においては、特に課題といたしましては、英語で黒丸の一番下でございますが、高校3年生の秋は「理解」ではなく、「解ける」というレベルにする必要があるにもかかわらず、こういった形になっていない。この観点で使用するテキストを再考する必要があることが示されてございます。

以上、10校を御説明申し上げましたが、1ページ目にお戻りいただければと思います。1ページ目の下段の左側の囲みでございます。進学指導診断を終えた各校の対応について御説明申し上げます。

予備校から指摘されたアドバイスに対しまして、各学校10校は、改善計画への取組を実践しているところでございます。冊子には、それぞれの診断結果を受けてどう改善するのかということが示されている内容が全て記載されてございます。こういった形で、今、改善計画を立て、改善計画を実施しているところでございますが、私どもといたしましては、白丸の二つ目でございます。今年度実施する進学対策事業として「授業力向上セミナー」というものを行っていきます。これは今般、平成22年度に進

学指導診断を行った10校と、進学指導重点校7校、計17校に対しまして、各学校がそれぞれ出したオーダーに基づく予備校のセミナーを実施するものでございます。つまり、オーダーメイドのセミナーを、診断を受けた10校と進学指導重点校7校が、こういったことをやって欲しい、ああいったことをやって欲しいという内容について示し、予備校がそれを踏まえてセミナーを実施する。このような取組を行っていく予定でございます。各学校の改善計画に基づく実践のほか、私どもとしては、このような形で学校をサポートをしていく、「授業力向上セミナー」を行っていくということでございます。

下段の右側の囲みでございますけれども、都教育委員会の今後の対策として、そこに示しているとおりでございますが、1点、白丸の一つ目でございますけれども、進学対策特任教授及び指導主事による定期的な指導訪問の実施について示してありますが、この進学対策特任教授について御説明申し上げます。今年度、指導部に配置いたしました専務的非常勤の教員でございまして、5教科5名の校長OBの方々はその任に当たっていただいております。この5人の方々は、いずれも進学指導、教科指導に長けている方でございまして、こういった方による進学指導診断実施校の巡回指導を行っていく取組を開始してまいります。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御意見、御質問ございますか。

【内館委員】 小山台高校のところで、一番上の囲みの課題の一番下、多くの教員が「生徒の資質」を信頼していない面があり、生徒の進路希望の意欲を引き出すことができていないとありますが、これはかなり根源的な問題だという気がするのですが、もう少し具体的に言うかどうかということでしょうか。

【高等学校教育指導課長】 小山台高校の生徒にはかなりレベルの高い生徒がいるのですけれども、教員のほうで、あなたは大体MARCHくらいでしょうということに、本当はもっと国立大学に行かせるような指導をすれば伸びるのに、先生のほうで少し低めに子供たちの限界を決めているきらいがあるのではないかと、簡単に言うところのことです。もっと子供の可能性を信じて、高いレベルで引っ張ったほうが子供

たちは伸びますよというような診断です。

【内館委員】 小山台は、かつて、進学実績の高い時代から実績が下がっていますから、その後遺症があるのかもしれませんが。天下の小山台ですから。分かりました。でも、そこはきちんと指導していくわけですよ。これは、プロの診断はすごいなと思ったのですが、プロもびっくりしたでしょうね。分かりました。そこはよく指導するようにお願いします。

【指導部長】 実は、今お話しいただきましたが、各校の先生方に対しましては相当の刺激になったということをごさいます、ある学校のある教科の先生は、その予備校に実際に自前で行って授業を参観するというような取組をやっている方々もいます。

【内館委員】 逆に言うと、今まではそれだけ緩かったということですね。

【指導部長】 そういう評価もできるかと思います。

【委員長】 ほかにありますか。

【瀬古委員】 この診断はとてもいい診断だと思いますけれども、どれくらいの期間でこれを診断されたのですか。

【指導部長】 これにつきましては、昨年度の主に7月から12月くらいにかけて行ったものでございます。

【瀬古委員】 週に何回ですか。

【指導部長】 今申し上げたように、経営戦略の診断は年3回、進路指導体制の診断が年3回くらい。教科指導の診断につきましては、それぞれの教員に対する診断を行うわけでございますので、30回強という形になります。

【瀬古委員】 1校につきですか。

【指導部長】 はい。

【瀬古委員】 結構やっているのですね。他の学校にもこういうことをやるという予定はあるのでしょうか。

【指導部長】 平成23年度は、残りの進学指導推進校である国際高校から小金井北高校までの5校、そして、中高一貫校の5校を実施してまいりたいと考えておりますが、先生方にとって非常に刺激になった。管理職にとりましても、経営戦略の立て方

が非常に参考になったということもございますので、できるだけそういった意見も踏まえ、実践していきたいと考えております。

【瀬古委員】 日比谷高校とか、進学指導重点校は実施したのですか。

【指導部長】 進学指導重点校7校につきましては、今回の進学指導診断の対象とはしてございませんでした。今底上げしていかなければいけない、特別推進校・推進校を底上げしていくということが最初に求められるだろうという判断でした。当然のことながら、進学指導重点校につきましては、様々御議論をいただきまして、それぞれの学校に教育委員会の熱い思いを伝えてございますので、取組が進んでいくということを期待して、その次に続く学校の底上げをするということが一番大切と考えまして、こういった取組をしたところでございます。

【瀬古委員】 青山高校などは少し伸び悩んでいるのではないですか。きちんと診断して、指導してあげたほうがいいのではないかと私は思うのですが、どうでしょうか。

【指導部長】 今、瀬古委員の意向も受けまして、更に検討してまいりたいと思っております。

【瀬古委員】 以上です。

【委員長】 高校の先生の場合には「ファカルティ」という言葉は使えないと思うのですが、大学の場合にはFD（ファカルティ・ディベロップメント）、つまりどうやって授業を展開していくかというふうなことを自分で努力して改善していくことが義務化されています。欧米に比べると日本はかなり遅れていまして、やっと立ち上がったというところなんです。この資料から大学と共通の傾向が見てとれます。例えば小山台高校について言いますと、黒丸の二つ目、個々の教員が独自の考えのみで運営している部分が多いという点です。組織としての蓄積の仕組みがない。この点は、大学も同じです。ということで、大学では最近、何とか組織としての議論の蓄積をしようとしているのですが、なかなか時間がかかってうまくいかない。少し時間をかけて、組織としての蓄積をして、お互いの考え方を共有することができれば、例えば、先ほど内館委員から御指摘のあった小山台高校についても、みんながそうではないという認識を共有でき、御指摘のようなことはなくなるのではないかと思います。

よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件については報告として承ったということにさせていただきますが、この資料は予備校が指摘した事項を抜き出しただけだと思いますので、この後、詳しいレポートを是非お読みいただき、御了承いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(3) 「武道・ダンス」授業の必修化に向けた取組について

【委員長】 報告事項(3)「武道・ダンス」授業の必修化に向けた取組について、同じく指導部長、御説明をお願いします。

【指導部長】 報告事項(3)「武道・ダンス」授業の必修化に向けた取組について御説明申し上げます。

まず、報告資料(3)を御覧いただければと思います。平成20年3月の中学校学習指導要領改訂によりまして、中学校保健体育においては、24年度から、つまり来年度から第3学年になるまでに全ての中学生が武道及びダンスを学習することとなったわけでございます。このため、中学校の教員は武道及びダンスを、男子生徒・女子生徒に**関かか**わらず全ての生徒に指導することとなったわけでございます。しかしながら、実は私ども都教育委員会の調査によりますと、武道の指導経験のある中学校の保健体育の教員の割合は、約1,500名から回答をいただきましたが、柔道で63パーセント、剣道で31パーセント、相撲で8パーセントの先生が指導経験があるということございまして、中学校の保健体育の先生方の武道の指導経験歴というものは、種目によりますけれども、全員が必ずしもできる状況ではありません。また、ダンスの指導経験のある教員について調査を取ったところ、創作ダンスで48パーセント、フォークダンスで43パーセント、現代的なリズムのダンスで38パーセントの先生方が指導経験があるという形での低い結果となっております。こうしたことを踏まえまして、中学校保健体育科における武道及びダンスの必修化に対応して、きちんとこれを円滑に進めていくために、私どもといたしましては、昨年度、「武道・ダンス・体育理論指導事例集」等を作成・配布するとともに、外部指導者を導入するモデル事業を実施したので、今回報告するものでございます。

1 番目の「武道・ダンス・体育理論指導事例集」の作成の欄を御覧いただければと思います。趣旨については、そこに示しているとおりでございますが、特に2段目でございます。中学校から始まる武道・ダンス・体育理論の領域の学習内容は、中学校から高等学校の6年間を2学年単位で分けて系統的に構成されております。こうしたことから、体育の先生が武道及びダンスの必修化の趣旨を踏まえた指導が確実に行えるよう、また、安全で一貫した具体的な学習内容や指導内容をきちんと理解してもらうということで、この指導事例集を作ったものでございます。

(2) のとおり、都内の公立中学校と中等教育学校、高等学校、特別支援学校の保健体育教員7,100人に配布したところでございます。

具体的には、4枚目のA3ペーパーの別紙1を御覧いただければと思います。先ほど申しました、いわゆる中学校から高等学校の6年間を2学年単位に分けて系統的に指導内容が構成されているという説明をいたしました。この表は、いわゆる小学校1年から高校3年まで出ておりますけれども、体育の授業でどの学年で何をしなければいけないかの一覧でございます。特に、今回は中学校の武道・ダンスが必修化になったということでございますので、中学校の第1学年と第2学年の部分をご覧いただければと思います。こういう区分けになっています。太い実線があります。中学校第3学年と高校1年生が一つのブロックになってございます。今回、必修化という形になったのは、特に中学校の第1学年と第2学年のF「武道」、G「ダンス」というところでございます。武道においては、柔道・剣道・相撲等が示されておりますし、ダンスにおいては、創作ダンス・フォークダンス・現代的リズムのダンスというものが示されてございます。こういった形で、中学生は必ず武道・ダンスをやるということが示されております。

ちなみに、現行の学習指導要領では、中学校の保健体育の授業は1年間で90時間、つまり3か年間で270時間という形で示されてございます。今度の新しい学習指導要領からは、やはり体力向上ということを意図しているのかもしれませんが、体力向上しなければいけないという目的だと私は考えておりますが、新学習指導要領では各学年90時間から105時間という形になりまして、時間数が増となっております。そういったところで武道・ダンスをきちんとやっていくということが示されているところ

でございます。

続きまして、お手元の事例について簡単に御紹介をしていきたいと思ひます。それぞれ例えは「武道・ダンス・体育理論指導事例集」となつてございますけれども、ここには柔道から剣道・相撲・なぎなたという形で写真をふんだんに示しているところでございますので、こういった指導を参考にしつてやつていただければということを示しております。

「武道・ダンス・体育理論指導事例集」の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、A4ペーパーの2枚目を御覧いただければと思ひます。外部指導員を活用する「武道・ダンス」モデル事業の実施について御説明申し上げたいと思ひます。

これにつきましては、A4ペーパーの2枚目の(1)に趣旨が示されてございます。学校における学習指導というものは、教員が指導することが基本であるけれども、中学校の体育の学習内容のうち、武道・ダンスというのは特に専門的な指導力を必要とする領域でございますので、安全かつ効果的に授業を進めていくためには、教員の指導力を一層向上させることが必要である。こうしたことから、外部の専門的指導者の力を借りることが有効であると思ひまして、昨年度、「武道・ダンス」モデル事業を実施したところでございます。

(3)を御覧いただきますと、実施した中学校がそこに示されております。中央区晴海中学校から10校が外部指導員を導入した取組を行いました。10校でございますけれども、1中学において武道・ダンスをやつているところもござひます。その表のとおりでございます。

ここで別紙2を御覧いただければと思ひます。別紙2はモデル事業実践事例集の一例でございます、特に左側の武道(柔道)について、学校名で示されてございますけれども、港区立港南中学校でございます。港南中学校では、特に5の「取組内容」の(3)を御覧いただければと思ひます。どのような外部指導員を入れたかといひますと、講道館の7段、講道館指導員、70代の女性でございます、日本体育協会の公認コーチを務めていて、港区の柔道会の副会長を務めている方でございます。当該校では、こうした優れた指導者から技の示範をしていただくことはもちろんのこと、礼法などについての説明を丁寧に行つていただいた結果、生徒の柔道への関心が高まっ

たという事例でございます。この学校では、各学年12時間ということで、3学年ございますから、外部指導員が入りまして36時間の指導を実施しました。

6番として、「外部指導員導入による効果」としてそこに書かれておりますけれども、(5)、(6)、(7)に示されているようなものがございます。

7番「課題」といたしまして、やはり外部指導員との打合せとか、効果的なチーム・ティーチング、その外部指導員をどういう場面で活用したらいいのかということについて少し工夫する必要があるということが示されてございます。

続きまして、ダンスでございます。これも抜粋でございますけれども、中央区立晴海中学校でございます。5番目の「取組内容」の(3)を御覧いただきたいと思えます。この学校では、外部指導者を3名入れました。そこに示している3名の方々でございますが、いずれもこの3名の方々は今般の学習指導要領の改訂に携わった先生方でございます。見事な指導の仕方で先生方も大変勉強になったという感想もいただいているところでございます。1・2年生それぞれ16時間実施いたしまして、都合32時間の外部指導員から授業を受けたということでございます。

「次年度に向けた課題」ということでございますけれども、そこに3点示されてございます。授業以外でも教員の研修の場を積極的に設定していく必要があるというような形で示されてございます。

以上、抜粋でございますけれども、こういった取組を行ってきたということについてお話を申し上げました。

なお、恐縮でございますけれども、もう一度A4ペーパーの3枚目を御覧いただければと思います。この外部指導員を活用する「武道・ダンス」モデル事業の実施についての課題としてそこに示してございます。今、個々の具体的な学校の課題について御説明申し上げましたが、全体的な課題として私どもが考えているのが三つのポツでございます。一つ目のポツとして、やはり区市町村教育委員会においては、関係団体の活動状況に違いがございますので、全ての学校が専門的指導者に関する情報を持っていない。こうしたことから、私どもが設置いたしました東京都教育庁人材バンクをもっと周知をして、都内どの地域においても同様に実施できるような仕組みを整備する必要があると考えております。そのほか日程調整、そして、チーム・ティーチン

グの一層の効果的な指導法についてきちんと研究していかなければいけないと考えております。

「今後の取組」でございますが、昨年度は10校でございましたが、23年度は21校、その表に示している学校で「武道・ダンス」モデル事業を実施していく予定でございます。

説明は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでございましょうか。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見ございますか。

【内館委員】 指導事例集をお送りいただいて丁寧に読みましたけれども、とてもよくできていると思います。このモデルになっている人たちは、その学校の柔道部だったり、相撲部だったりするのですか。

【体育健康教育担当課長】 巻末の最後のページになりますけれども、協力していただいた学校がございます。相撲に関しましては、練馬区立開進第三中学校と明治大学に御協力いただいております。

【内館委員】 こういう形になっているからすごいなと思ったのですがけれども、相撲に関して言いますと、土俵のある学校が極めて少ないわけですね。都立高校は1校しかないし、私は、中学も調べたのですが、極めて少ないです。場や用具の工夫ということがこの本の73ページには出ていますけれども、これは具体的にどうやって相撲をやるおつもりですか。

【体育健康教育担当課長】 土俵が少ないものですから、円の描いてある土俵マットというものが市販されておりますので、こういったものを利用させていただきます。

【内館委員】 まわしがなければ柔道のひもを付けたかですね。よろしいのですが、本来、土でやるものをマットでやるわけですから、滑ったり、けがしたり、ひねったりとなると、相撲のみならず、また、武道は危険ということになりますので、そのところはよく御注意いただきたいです。まだ柔道の場合は畳を入れるということが楽にできるでしょうけれども、相撲は、本来、マットでやるものではないので、そこでけがなどが起きてはとても困ります。ますます相撲人口が減ると国技として困りますので、よろしくをお願いします。

【指導部長】 はい。

【瀬古委員】 中学校が平成24年からとありますが、これは義務ですか。

【指導部長】 さようでございます。

【瀬古委員】 高校は25年からと書いてありますけれども、柔道の場合は畳が必要ではないですか。中学校も高校もそういう場所は確保できるのでしょうか。

【指導部長】 高校の場合は、柔道場、剣道場というのは大体の学校でそろっているかと思えます。今申し上げましたように、中学校において果たして「武道・ダンス」の必修化、特に「武道」の必修化においてどうしていくのか。当然のことながら、剣道はどこでやるのか。剣道場があれば一番よろしいわけでございますけれども、そういうところは工夫してやっていただくという形で考えているところでございます。

【瀬古委員】 柔道着とか、剣道をやれば防具が要りますね。そういうものはどうするのですか。

【体育健康教育担当課長】 用具につきましては、個人で使用するものについては中学生個人が柔道着とか竹刀を購入します。それから、学校で用意するものがございしますので、剣道の防具などにつきましては学校が用意するということになります。

【瀬古委員】 これは自分で負担をするのでしょうか。中学校の場合は義務教育ですけれども、どうするのでしょうか。

【体育健康教育担当課長】 柔道着などに関しましては、安いものについては個人で購入するという学校もございます。また、経済的負担を考えて、学校が例えば30組とか50組用意して、貸出しをして柔道の授業を実施するという学校もございます。

【瀬古委員】 貸出しする場合に、人のものを着るわけですね。私も大学の時柔道着を借りましたけれども、剣道の防具はとても臭いし、汚いし、柔道着も最初のうちはきれいでもいいですけれども、だんだん汚くなって、柔道が嫌いになってしまうのではないかと思って、それが少し心配です。私がそういう嫌な思いをしたものですから、一言付け加えておきます

【委員長】 それはいかがですか。

【体育健康教育担当課長】 柔道着に関しましては、共有するというよりも、むしろ自分で洗って戻しますので、洗濯したものを利用する。それから剣道に関しまして

は、そういう反省がございますので、消臭スプレーとか、あるいは内側の汗のところを取った防具とか、新しいものが開発されております。

【瀬古委員】 とても臭いですよ。今の学生はそういう汚いことに慣れていないものですから、もう二度と着たくないというようなことにならないようお願い申し上げます。

【指導部長】 はい。

【委員長】 ひとつよろしく申し上げます。

それから、これは望むらくもないかもしれませんが、相撲のほうは写真が一枚一枚大きいのでいいのですが、柔道は小さいですね。これは、写真がたくさんあるから大きくするとお金がかかるという問題があるのですけれども、いつも日本の教科書は写真とかイラストが外国のものに比べると極めてお粗末なんです。ですから、費用の問題もあろうかと思えますけれども、その辺は工夫をしていただければと思います。あるいは叶わぬ願いかもしれませんが、そういう意見があったということでよろしく申し上げます。

【指導部長】 承知いたしました。

【委員長】 よろしゅうございますか。――〈異議なし〉――では、本件については、報告として承ったということにさせていただきます。

(4) 指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等について

【委員長】 報告事項(4) 指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定等について、岡崎人事部長、よろしく申し上げます。

【人事部長】 報告資料(4)をお願いしたいと思います。平成22年度の指導力不足等教員の指導の改善の程度に関する認定というものがあまして、その御報告をさせていただきます。

まず初めに、資料をめくっていただくとフローチャートが出ております。平成22年4月にこのように制度改正をしました。「指導が不適切である教員と認定」というグループ、それから、それよりも軽い「指導に課題がある教員と認定」というグループ

に分けるということにしました。指導が不適切であるという教員につきましては、教職員研修センターで研修をすることを中心とした指導改善研修を行います。それから、やや軽い、指導に課題のある教員につきましては、基本的には学校で勤務をしながら、定期的に教職員研修センターで課題の研修を行うという指導向上研修を実施することとしております。

今回は、弁護士や医師、保護者代表等から成る審査委員会の意見を踏まえて、22年度中に決定した指導の改善の程度に関する認定等の状況を御報告するものでございます。

資料1枚目にお戻りください。平成22年度の認定者を右の太い囲みの中に書かせていただいております。指導が不適切である教員については10名認定、それから、課題のある教員については2名おりまして、それぞれ先ほど申し上げた研修を実施いたしました。指導が不適切である教員10名のうち、3名が研修受講期間中に退職願が出されてきて、研修による指導改善の程度に関する認定を行う前に、本人の意思により辞職をされてございます。また、研修による指導の改善の程度に関する認定を受けた残り7名のうち3名は、(イ)の欄ですけれども、研修受講により一部に指導改善が見られたものの、引き続き課題が残っていたり、あるいは病気休職等をとられて、研修が受講できないということで、23年度も指導改善研修を継続させることにしたものでございます。また、その下ですが、4名につきましては、研修修了後も学習内容やその狙いが正しく捉えられず指導方法が不適切であるなど、指導に改善が見られないことから不適切と認定をいたしまして、この4名については全員から退職願が提出され、本人の意思により辞職をされております。

次に、指導に課題がある教員2名につきましては、1名は研修実施後、児童が主体的に学習に取り組む指導ができるようになるなど、課題の改善が図られました。認定を解除し、学校に復帰している者が1名です。また、もう1名につきましては、研修後も課題の改善が認められないため、指導が不適切な教員として認定をし直しまして、23年度は指導改善研修を実施するという形になってございます。

報告は以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの御説明に関しまして、何か御質

問ございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件については、報告として承ったということにさせていただきます。

(5) 平成22年度条件付採用教員の任用について

【委員長】 報告事項(5)平成22年度条件付採用教員の任用について、人事部長、説明をよろしくお願いいたします。

【人事部長】 それでは、報告資料(5)に基づきまして御説明させていただきます。平成22年度条件付採用教員の任用についてでございます。

まず、通常の公務員は条件付採用期間というのは、地方公務員法の定めによりまして6か月ということになってございますけれども、教育公務員につきましては特例法がございまして、条件付採用期間は1年とされてございまして、その間様々な評定をし、資質・能力を確認するものでございます。

表について説明させていただきます。(1)の欄ですけれども、まず太い囲いのところですが、平成22年4月1日付で2,919人の教員を採用してございます。この時点で条件付という形で採用されるわけです。

その後、(2)の欄のところですが、1年後、平成23年4月1日に正式採用となった者の数は2,833名となります。まず、平成22年に採用されて研修をします。若手教員は3年間かけて系統的な研修を行うわけですが、初年度は初任者研修を校内研修180時間、校外における研修を16日実施するなどの教育をしてございます。評定に関しましては、採用後の3か月後と6か月後の2回、区市町村教育委員会及び都立学校長から育成に関する報告を求めまして状況を把握いたします。能力を十分発揮できていない教員につきましては、管理職や指導教員、加えて区市町村立学校におきましては教育委員会、都立学校におきましては学校経営支援センターが連携をいたしまして、授業観察や面接を通じ、その方には特にきめ細かい指導を行って育成に努めてまいりました。

しかしながら、表の(3)のところですが、正式採用とならなかった者は86人おりまして、その割合は一番下の欄の2.9パーセント。前年度と比べやや減って

はおりますけれども、ほぼ同水準でございました。このうち年度途中で自主退職した者は、(3)の(ア)の欄でございますが、66名。それから、懲戒免職になった方も1名おりました。これらの67名を除きまして、年度別に規則に基づきまして特別評価を実施します。そして、最終的に正式に採用するか否かの判断を行ったところでございまして、22年度に正式採用不可と判断した者が19名おりました。その後、そのうち18名は自主的に退職願を出して退職となりました。1名は退職願を出しませんでしたので、職を免ずる決定を行いました。

説明は以上でございます。

【委員長】 ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見ございますか。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件については、報告として承ったということにさせていただきます。

(6) 学級経営研修の成果等について

【委員長】 報告事項(6)学級経営研修の成果等について、説明を、同じく人事部長、お願いいたします。

【人事部長】 それでは、資料(6)を御覧ください。

まず、学級経営研修とは何かというところですが、左の上の囲みのところを御覧ください。小学校の新規採用でございますが、採用直後から学級の担任を行うということがありまして、社会人の経験がなくて、大学から直に学校現場に配置されたというケース、経験の乏しい新規の大学卒業者に対しまして、重点的な指導を行うために育成を図る手法でございまして、具体的には、その新人の教員を「学級経営研修生」と位置付けまして、これにOBで指導力のあるベテラン教員(再任用短時間勤務職員)を「新人育成教員」と付けて配置をします。2人担任制でペアで授業を行いました。平成22年度は83名を付けることができまして、研修を実施いたしました。本日はその成果について報告をさせていただきます。

まず、「新人育成教員」、これは教えるOBのほうですが、この方々がどういうことを重視していたかということが棒グラフに書かれております。特に多かったのは、

32人が答えている、まず研修生を第1担任とし、研修生を前面にした育成をするということ。これはある意味当然ですが、その人を自立させることが目的ですので、そこに注意したということでございます。

それから、「特色や傾向及び課題」ですが、時期や研修生の状況に応じて新人育成教員と研修生との役割分担を柔軟に設定して、研修生の自立に向けて計画的な育成に努めたということございまして、上のグラフ1の②と⑤のところにそういう意見が書かれています。状況は刻々と変わっていきます。先生方は毎日成長していますので、その成長の度合いに従って、引いてみたり、やや押してみたりということ、様々な工夫を続けたことが分かります。

それから、学習指導・生活指導に重点を置いた育成が行われたということです。学校運営や組織貢献、外部その連携・折衝などを課題とした研修に取り組む時間が少なかつたということで、この円グラフを見ていただきますと、塗ってあるところが主として学習指導や生活指導に割いた部分、それ以外のところは時間を十分割けなかつたというような意見も出てきております。

一方、研修生のほうはどうか、実施の校長先生のほうはどうかということでございますけれども、研修生のほうは教員としての自立が目標であることを常に心掛け、現在の自己の課題を明確にして職務に取り組んでいるという主体的な意見、児童への指導方法を傍で見て学ぶことができ、児童間のトラブルなども適切に指導できるようになったという意見。受け身の姿勢で学ぶのではなく、常に自分から提案をしながら学ぶことを心掛けているという意見が出されてございます。

一方、校長はどう評価しているかといいますと、マン・ツー・マンの指導を受け、研修生は早い段階から力を高め、安定した学級経営を行うことができた、新人育成教員が他の若手教員の育成にも関わって、教員育成の充実につながったという意見、それから、保護者も制度について理解を示しており、安心感があるなど好意的な意見が寄せられたという校長の意見がございました。

次に「成果及び課題」です。期末に成績を評価しますので、この研修をかけた者とそうでない者がどういうことになったのかということグラフで表したものです。この3本の色は、左の薄いグレーが普通の新卒、真ん中は社会人経験者、そして白いと

ころが本件の経営研修生の成果でございます。やはり学習指導力、生活指導、進路指導力のところに特に力を割いたということもあって、この者たちは成績はかなり上位になったということでございます。一方、学校運営とか、特別活動、その他の活動につきましては、評価が低いということでございます。

グラフ4は、これを総合したもので成績が良かった者の割合ということで、これは、やはりこの研修生は相対的に優れていたというような結果になりました。

「今後の取組」でございますけれども、まず何といたってもボリュームを増やしていかなければならないというふうに思っております。力量のある新人育成教員の確保とその力の向上というのが課題でございます。22年度は83名でございますけれども、今年度は147名の体制で臨んでございます。本当は500人ほど純粋な新卒がおりますので、その規模まで数を増やしていかなければならないというふうに思っています。

それから2番目、教員が身に付けるべき四つの力のバランスのとれた育成ということで、学校運営や組織貢献についても、より注力していかなければならないと考えてございます。

それから、この第1期研修生は独り立ちをして教壇に立っております。2年目以降どのような状況になっているのか。この効果が薄れて資質・能力が下がってしまっているかということを確認をしていきたいというふうに考えてございます。

この御報告については以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、いかがでございますでしょうか。

学校運営等の評価は高くないですね。

【人事部長】 そうですね。たぶん授業力、そこに指導の先生のほうがずいぶん丁寧やっていった結果ですね。

【委員長】 しかしながら、新卒の方に比べるとやや高い。社会人の経験のある人は、運営に関しては当然高くなるでしょうね。

【人事部長】 そうですね。学校運営等の経験のある方は、当然、学校の力になっていけると思いますけれども、新卒の研修生につきましては、やや力が足りない部分があったということでございます。

【委員長】 その辺は今後工夫の余地がありますね。

【人事部長】 はい。

【瀬古委員】 教員を採用するときに、新卒と社会人の割合はどうか。

【人事部長】 特例採用という枠で入っている者が22パーセントくらいいて、これが経験がある先生であったり、社会人であったりする層でございます。

【委員長】 結構いらっしゃるんですね。

【人事部長】 はい。それから、一般の採用で入っているのが41.5パーセント、4割くらいでございます。この中に全く経験していないような方が500名ほどいるという勘定でございます。この一般枠で入っている方の中にも、当然、社会経験を経て来ている者もおりますので、先ほど言った22パーセントは特例の枠を使っているというだけですので、経験している者は更に多いというふうに考えられます。

【瀬古委員】 採用試験に落ちた人もいないですか。それは新人ですか。

【人事部長】 落ちた者はこの中には入っていません。教壇には立てませんので。

【瀬古委員】 また受けるじゃないですか。それで受かったという人は。

【人事部長】 います。

【瀬古委員】 それも新人ですか。

【人事部長】 全く社会の経験がない者ということで、一応この研修の対象にはなりません。

【瀬古委員】 教員はなかなか難しいので、3年、4年かけてという人もいないですか。

【人事部長】 はい。その間に非常勤の先生であるとか、講師であるという経験をした者については、この研修の対象にはなりません。

【瀬古委員】 分かりました。

【委員長】 よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、この件については、報告として承ったということにさせていただきます。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

5月26日(木) 午前10時

教育委員会室

【委員長】 今後の日程について、教育政策課長、よろしくお願いします。

【教育政策課長】 御案内申し上げます。

今回の定例教育委員は、5月12日木曜日に予定してございますけれども、現在のところ、議題、報告等はない見込みでございます。その次の回は、5月26日木曜日、午前10時から、教育委員会室で予定しております。

以上でございます。

【委員長】 ただいま説明がありましたように、5月12日は現在のところ議題等はない模様でありますので、この場で5月12日の教育委員会は開催しないことに決めたいと思いますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、5月12日の教育委員会は開催しないということにいたします。

ほかに何かございませんか。

それでは、非公開の審議に入ります。

(午前10時50分)